

大槌町産婦健康診査費用助成事業実施要領

令和3年9月24日制定

(目的)

第1条 この要領は、産後間もない時期における産婦の健康診査（以下「産婦健診」という。）に要する費用の一部を助成することにより、産婦健診の受診を促し、産後初期における母子に対する支援の強化を図り、もって産後うつ病、乳児虐待等の予防に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」とする。）は、町内に住所を有する出産の日から概ね56日を経過するまでの産婦とする。

(助成の対象となる産婦健診)

第3条 助成の対象となる産婦健診の項目は、次のとおりとする。ただし、対象者の妊娠経過及び出産経過を把握している医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）が省略してもさしつかえないと判断した項目については、その項目を省略することができる。

(1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

(2) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状況等）

(3) 体重測定

(4) 血圧測定

(5) 尿検査（蛋白及び糖）

(6) エジンバラ産後うつ病スクリーニング検査（EPDS）

(実施回数及び時期)

第4条 産婦健診の実施回数は2回とし、実施時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 第1回目 産後2週間前後

(2) 第2回目 産後1月前後

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、産婦健診に要した費用に相当する額とし、1回につき5,000円（税込）を上限とする。

(助成の手続等)

第6条 町長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出のあったときは、第2条に規定する対象者とみなし、大槌町産婦健康診査費用助成事業受診票兼助成券（様式第1号）及びエジンバラ産後うつ病質問票（様式第2号。）（以下これらを「受診票等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、転入届の提出により他の市町村から大槌町に移り住んだ妊婦又は産婦を確認したときは、前住所地での産婦健診の実施回数を確認のうえ、受診票等を交付するものとする。

3 第1項の規定により受診票等の交付を受けた者が、当該受診票等を損傷し、汚損

し、又は紛失したときは、大槌町産婦健康診査費用助成事業受診票兼助成券等再交付申請書（様式第3号）を町長に提出することにより、受診票等の再交付を受けることができる。

（産婦健診の受診方法）

第7条 助成対象者は、町と委託契約を締結した医療機関等（以下「委託医療機関」という。）に受診票等を提出し産婦健診を受診するものとする。ただし、委託医療機関において産婦健診を受診することが困難である場合は、委託医療機関以外の医療機関等（以下「委託外医療機関」という。）において産婦健診を受診することができる。

（受診者への指導）

第8条 委託医療機関及び委託外医療機関は、受診者を支援するための助言及び情報提供を行うとともに、支援が必要であると判断した場合は速やかに検診の結果を本町に報告しなければならない。

（委託医療機関による代理受領）

第9条 委託医療機関は、産婦健診を受診した者（以下「受診者」という。）の委任に基づき、当該受診者が受領すべき産婦健診の助成金を当該受診者に代わり受領することができる。

2 前項の規定により、委託医療機関が助成金を請求しようとするときは、大槌町産婦健康診査費用助成事業委託料請求書（様式第4号）に産婦健診を実施した月ごとの受診票等を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

3 町長は前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに委託医療機関に支払うものとする。

（償還払による受領）

第10条 受診者が代理受領を委託医療機関に委任しない場合又は委託外医療機関において受診する場合は、償還払により費用を助成するものとする。

2 償還払により費用の助成を受けようとする者は、出産の日から1年以内に大槌町産婦健康診査費用助成事業助成金請求書（様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）医療機関等が発行した産婦健診に係る領収書

（2）受診票等

（3）母子健康手帳の写し

（4）産婦健診の結果が確認できるもの

（5）その他町長が必要と認めるもの

3 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとし、不適当と認めたときは、大槌町産婦健康診査費用助成事業助成金却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の一部又は全部に相当する額を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前かつ適用期間中に出生した助成対象者にあつては、第6条の手続きを省略し、第9条及び第10条を準用して助成を受けることができる。